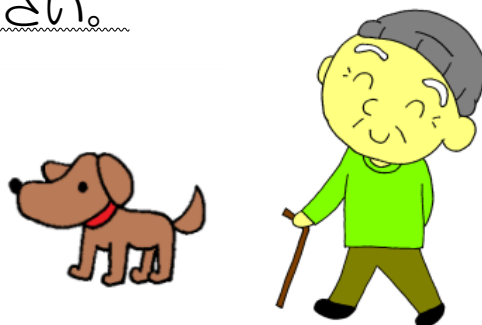


交付された介護保険負担割合証を確認しましょう

介護保険負担割合証には、介護保険サービスを利用する際の「利用者負担の割合」が記載されています。この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護保険サービスを利用するときは、必ず事業所や施設に提示してください。

利用者負担割合



3割負担となる人

- 第1号被保険者（65歳以上の人）のうち、次のすべてに当てはまる人
 - ・本人の合計所得金額（※1）が220万円以上
 - ・世帯内の65歳以上の人「年金収入とその他の合計所得金額（※2）」の合計額が単身で340万円、2人以上の世帯で463万円以上

2割負担となる人

- 第1号被保険者（65歳以上の人）のうち、上記の「3割負担となる人」に該当せず、次のすべてに当てはまる人
 - ・本人の合計所得金額（※1）が160万円以上
 - ・世帯内の65歳以上の人「年金収入とその他合計所得金額（※2）」の合計額が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円以上

1割負担となる人

- 第1号被保険者（65歳以上の人）のうち、上記の「3割又は2割負担となる人」に当てはまらない人
- 第2号被保険者（40歳～64歳の人）

※1「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額のことです。

※2「年金収入」とは、国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことです。
なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金は含みません。

「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額のことです。

（注）所得更正等があった場合、負担割合が遡及して変更されることがあります。

利用者負担が高額になったとき

介護保険サービスを利用する場合に支払われる利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。1カ月に支払った利用者負担の合計が上限を超えたときは、超えた分が高額介護（予防）サービス費として払い戻されます。高額介護（予防）サービス費の支給を受けるには、申請が必要です。上限額を超えた方に対して、申請が必要な旨の案内を送付しています。

【利用者負担の上限】

区分	自己負担額の上限	
	個人	世帯（※3）
現役並み所得相当	44,400 円	44,400 円
一般（住民税課税世帯）	44,400 円	44,400 円
住民税非課税世帯	24,600 円	24,600 円
合計所得金額と公的年金等収入額の合計額が80万円以下	15,000 円	
老齢福祉年金受給者		
生活保護受給者	15,000 円	15,000 円

※3 上限額は、世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計となります。

○医療費・介護サービス費の利用者負担が高額になったとき

年間を通じて医療費と介護サービス費の自己負担額合計が高額となる世帯の負担を軽減する制度があります。（高額医療・高額介護合算療養費制度）

介護保険は適切に利用しましょう

自立した生活を継続して送るには、必要な介護保険サービスを必要な分だけ使うことが大切です。必要ではない、あるいは必要以上のサービスを使うことは、かえって身体機能を低下させる結果を招いたり、利用者負担や介護保険料の増加をもたらします。

誰もが安心して介護保険を利用し、住み慣れた地域でいつまでも自立して暮らせるよう、介護保険制度の正しい理解と利用にご協力ください。

●要介護認定は正しく受けましょう
認定調査時には介護する人も同席し、日頃の心身状態について訪問調査員に伝えましょう



●サービスの内容を確認しましょう
ケアプランに記載されているサービスが、自立への目標・回数・生活リズムに合っているか、必要なサービス内容か確認しましょう